

平成23年12月第2回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成23年12月1日第2回互理町議会臨時会は、互理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	鈴木高行
9 番	鈴木邦昭	10番	渡邊健一
11番	四宮規彦	12番	高野進
13番	熊澤勇	14番	佐藤アヤ
15番	島田金一	16番	鞠子幸則
17番	佐藤實	18番	安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 仁 志	企画財政課長	佐 藤 浄
震災復興推進課長	高 橋 伸 幸	税務課長	日 下 初 夫
町民生活課長	安 喰 和 子	保健福祉課長	阿 部 清 茂
産業観光課長		都市建設課長	古 積 敏 男
兼わたり温泉鳥の海所長	東 常 太 郎	会計管理者	齋 藤 良 一
上下水道課長	作 間 行 雄	会計課長	遠 藤 敏 夫
教育長	岩 城 敏 夫	学務課長	酒 井 庄 市
生涯学習課長	佐々木 利 久	農業委員会事務局長	

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	事務局班長	牛 坂 昌 浩
書記	櫻 井 直 規		

議事日程第1号

[議事日程表末尾掲載]

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明

日程第 4 議案第 57号 東日本大震災からの復興に係る計画を議会の議決事  
件として定める条例

日程第 5 議案第 58号 亙理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例

午後 1 時 29 分 開会

議長（安細隆之君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により、3 番 熊田芳子議員、4 番  
小野一雄議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第 1、地方自治法第 121 条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のと  
おりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案2件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第3 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第2回亙理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案2件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

初めに、議案第57号 東日本大震災からの復興に係る計画を議会の議決事件として定める条例につきましては、東日本大震災からの復旧・復興の基本となる亙理町震災復興計画について議会の議決を求めるもので、新たに条例制定を行うものであります。

議案第58号 亙理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、平成23年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改訂にない亙理町職員の給与引き下げを行うもので、その実施については本年4月から格差相当分を年間給与で解消するため、12月の期末手当において減額の調整を行うものであります。

以上提出案件についてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議賜りまして原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。提出議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

### 日程第4 議案第57号 東日本大震災からの復興に係る計画を議会の議決事件として定める条例

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第57号 東日本大震災からの復興に係る計画を議会の議決事件として定める条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） それでは私の方から、議案第57号 東日本大震災からの復興に係る計画を議会の議決事件として定める条例につきましてご説明申し上げます。

まず、この条例を定めるに当たりましては、町といたしまして現在策定しております亘理町震災復興計画の最終案につきまして議会で承認をいただくということで、これまで進めさせていただいておりました。その根拠となります条例といたしまして、今回ご提案をさせていただくというものでございます。

それでは、条例案の方を説明させていただきます。

第1条 趣旨。この条例は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、東日本大震災からの復興に係る計画の策定を議会の議決事件として定めるものとする。

第2条 議決すべき事件。町長は、東日本大震災からの復興に係る基本的な方向を総合的かつ体系的に定める震災復興計画の策定については、議会の議決を経なければならない。

附則 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、第2条の規定に基づき議決を経た計画の期間が満了した日（当該計画が廃止されたときは、その廃止された日）に、その効力を失う。

以上説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 新聞報道だと、きのう仙台市で臨時議会を開いて、本会議で全会一致で復興計画を議決したというふうになっています。

それでお伺いしますが、議会で復興計画を議決して、その後恐らく実施計画をつくって具体的に取組むと思うんですけれども、その際議会との関係はどのように考えていますか。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 今回の震災復興計画につきましては、議員ご指摘のとおり基本計画というふうな形での位置づけになります。したがって、今後各種復興事業を進めていくに当たりましては、実施計画等を策定しながら進めるとい

う形になりますが、その際当然予算等も伴ってまいりますので、そういった部分につきまして随時議会の方のご承認をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） この地方自治法96条第2項が盛り込まれた理由はなんですか。総務課長、答弁できますか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今回盛り込んだ理由につきましては、亶理町議会の議決に引き続き、契約及び財産の取得または処分に関する条例というのを、昭和39年3月に条例を制定しているわけですが、この中には2条だけ、議会の議決をすべきものということで、契約に関するものと財産の取得または処分に関する事項しかございません。そのほかに、地方自治法第96条で定めているのは、町の総合発展計画の基本計画、基本構想を議決をいただくという文言でございます。そのほかには、議員さんもお承知のとおり議会基本条例がまだ施行されておられませんけれども、その中には3項目がありますけれども。

そういうことから、やはり今回の震災については非常に大きな事業ということで、今まで過去にない計画ということでございますので、今回この震災復興に関してだけの議会の議決事件ということで、条例を提案させていただいたという考え方でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 96条第1項は1号から14号まであって、これは限定的にこういうものを議決事項とすべき条例という感じで、そういう列挙をしているんです、限定的にね。第2項を設けられましたのは、議会の権利を強化するために設けられたものだと私理解しております。それでいいのかどうか……。

もう一つは、96条第2項は読み上げなかったんですけれども、平成17年の2月の第28次地方制度調査会が「地方の自主性、自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」、こういうふうな答申を出しているんですよ。96条の第2項は、「法定受託事務は、これは議会の議決事項ではありません」というような条文なんです。ところが、この答申は法定受託事務でも地方自治体の事務であることは間違いないので、自治事務と同じように条例の議決事項とすべきだというよう

な答申なんですよ。これについてどういうふうを考えていますか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それは、尊重すべきというふうを考えてございます。以上です。

議長（安細隆之君） そのほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号 東日本大震災からの復興に係る計画を議会の議決事件として定める条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 東日本大震災からの復興に係る計画を議会の議決事件として定める条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第58号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、議案第58号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の給与改訂につきましては、今年度人事院勧告に伴うものが今回の骨子でございます。特に、ちょっと条文の説明の前に、骨子を説明させていただきたいと思っております。

今回については、月例給の引き下げが今回の改訂ということでございます。平均年間給与について、0.23%の減額引き下げということでございます。また遡及扱

いについては、今回は見送られているところでございます。そのほかに期末勤勉手当につきましては、今回の東日本大震災に伴いまして岩手・宮城・福島県については調査している中で、余りここについては実施は見送るというふうな判断がございまして、改訂は見送られております。そういうことから、特別職の改訂についても今回は見送られておるところでございます。

そのほかに2点目としまして、今回の民間給与を上回る、要するに格差ですね、給与格差について本町だと基本的には40歳以上の方が調整されている金額を支給されているということでございまして、今回は50代を中心に40代の前半から給料表の引き下げ改訂が行われているところでございます。

あと3点目が、平成18年の4月から施行されました給与構造改革に伴いまして、経過措置額が定められております。それについて、来年の24年度からその調整額を2分の1に減額することと、翌年の平成25年の4月からはこの調整経過措置の調整額は廃止する内容が、今回の人事院勧告の骨子でございます。

それでは、2ページの議案の方からご説明を申し上げます。あともう一つ、新旧対照表が議員の皆さんのところにありますので、そちらを参照していただきながら説明を申し上げたいと思います。

第1条 亘理町職員の給与に関する条例の一部改正。亘理町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1を次のように改めるということで、行政職給料表が1級から6級までございまして、これは新旧対照表を見ていただきますと、1ページについては改訂はございません。それで、2ページについては6級の職員について、29号俸から給与の引き下げ対象になっております。あと、5級職員については5級37号から改正になっている。

次に、3ページになりますけれども、4級職員については4級45号俸から引き下げになっております。あと3級職員については、一番下のところの3級61号俸から引き下げでございます。次のページ4ページでございますが、2級職員については2級77号俸から引き下げをされているという内容でございます。

今回は、このような内容で引き下げられることによりまして、本町での給与引き下げ幅につきましては、4.9%でございます。一番基準の高い4.9%を示しているのが、5級の73号の39万2,900円、このところが一番高い比率を占めている内容でございます。そういうことから、2級職員については月額約300円の減額、そして



6級職員については最高額で2,000円の減額となっているところでございます。

4ページをごらんいただきまして、再任用についてもそれぞれの金額が減額になっているところでございます。

次に新旧対照表の方で、条例については5ページになります。

第2条 互理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正ということでございます。これについては、新旧対象表でご説明申し上げますので、7ページをごらんいただきたいと思っております。これは、給料の切りかえに伴っての経過措置を示した条文でございまして、新旧対照表を見ていただきますと右の方が現行で改正案が左側になります。

ここの7項の第1号、今まで「100分の99.59」が、先ほど給料表で示したとおり「100分の99.1」まで減額するというところでございますので、マイナス0.49%の減額でございます。同じく2号にも、前項に掲げる職員以外の職員ということで、これも「100分の99.34」まで引き下げるということで、同率でございます。現在、第2号に該当する職員は互理町にはございません。これは、21年の給与改訂を行ったときに、減額対象になった職員がいるんですけれども、現在は該当する職員がいない状況でございます。

次に、新旧対照表の次のページ、8ページをお開きいただきたいと思っております。8ページについては、第2条関係の施行が平成24年4月1日から施行という内容でございます。これは、経過措置の調整でございます。

新旧対照表をごらんいただきますと、調整額が今後平成24年4月1日からは、現在もらっている号級の2分の1、要するに半分に減額するということが一つと、括弧書きでその額が1万円を超える場合にあっては、1万円を限度として減じた額を給料として支給するというところでございます。例えば、2万円の経過措置での給与があった場合、給与が足されている場合、その半分ですから1万円で、最高限度額が1万円ということで、現在は2万円を足して調整額でいただいておりますが、今後4月1日からは半分になって、上限が1万円を超えないということで、1万円までという内容でございます。

その次に、新旧対照表の9ページは条例の第3条で定めている部分でございまして、この附則の第7項と8項を削除するものでございます。これは、平成18年の給与構造改革のときに調整額を定めておりましたが、それを全部廃止するもので

ございます。施行日は、25年の4月1日からでございます。そういうことによって、平成18年の給与構造改革の体制は、本町では4.8%の給与減額になったというふうな内容でございます。

それでは、最後にまた議案の方に戻っていただきまして、5ページのちょうど真ん中の方、附則ということで施行期日からご説明いたします。

1項「この条例は平成23年12月1日から施行する」ということで、今回給料表の遡及扱いはしませんので、実施については給料表については本日議決をいただければ、同日告示作業をさせていただいて施行したいというふうに考えています。

「ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する」ということで、要するに経過措置額の調整については第2項のところでは今回給与格差がございますので、それを直すために調整額に対して4月分からさかのぼりますので、調整額が基準額以上ということで期末手当の支給額以上になった場合は期末手当は支給しませんよというような、第2項の第1号でございます。

第2項につきましては、これは「平成23年の4月1日から同法を調整する」ということでの、これは23年の4月1日の減額改訂対象職員から、11月末までの給料を調整するものでございます。率については、0.37%を乗じた額を減額するという内容でございます。その次に第2項で真ん中、表から下になりますけれども、23年6月1日に期末勤勉手当を支給しているわけですけれども、これに係る給与格差の相当分についても、同じく0.37%を乗じて減額するという内容でございます。

次に第3項につきましては、「平成24年4月1日における号俸の調整」ということで、今回この部分につきましては要するに経過措置の廃止に伴いまして制度改正の減少を用いて、若年中間層を中心に給与構造改革の期間中に昇給を抑制された方々に対して、それを回復させるというふうな文言でございます。特に、この第3項の第1号につきましては、初めに42歳に満たない職員、要するに36歳以上42歳までの職員については、1号俸の上位の号俸にすることができますよ。このほかに、下から3行目ですけれども、36歳に満たない方につきましては、2号俸を調整することができますよという内容でございます。

そして一番下につきましては、これは附則の第4項になりますが、「平成25年4月1日における号俸の調整」ということで、ここで定めている2行目に「この規定

の適用を受ける職員のうち、規則で定める年齢に満たない職員」というふうな文言がございます。これに該当する職員については、1号俸上位の号俸にすることができるといことでございますが、これについては現在人事院からどういうふうな年齢層の方々が満たない職員なのかということがまだ発表されておりません。そういうことから、ここの文言についてはまだ未定という形で、条文だけの整理をさせていただいているところでございます。

あと、第5項、6項、7項、8項については、文言の整理等をしたものでございます。

以上が内容でございます。よろしくご審議方お願いいたします。終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番熊田議員。

3番（熊田芳子君） このたびの3月11日の東日本大震災におかれまして、亘理町の職員の方々は避難所の運営やあるいは安否確認に訪れてきた人たちの対応とかに、不眠不休で対応していただきまして、しかも残業手当が20時間以内ということで聞いておりますが、このたびの人事院勧告の措置の方向なんですけれども、やはりこれは職員の方々のそういう生活状況とか、非常に身体的にもいろいろな病気とかが発生していなければいいなと懸念されている状態なので、これはやはり引き下げにしなければいけないのかどうかをお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 熊田議員さんのおっしゃるとおりでございますが、やはり亘理町の位置というものです。まず亘理名取のし尿処理組合、2市2町でやっている広域行政がございます。そのほかに、2町でやっております亘理行政事務組合、それぞれございます。この2市2町の行政の中で、こういうふうな人事院勧告に伴う給与改正については、その組合の本所というか事務所のあるところの所在地の市町の改正に伴って改正するというふうなスタンスになっております。

そういうことから、現在名取市、岩沼市、山元町と11月に調整作業をさせていただいたんですけれども、名取・岩沼・山元とも改訂はそのまま人事院勧告を実施したいというふうな申し出ございまして、本町としてもやはり足並みをそろえないと厳しいんじゃないかということで、本当に苦渋の思いでございますが、このような引き下げの改訂の議案を出させていただいたということで、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質問はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今説明の中で、給与号俸の6級の一番、何というんですかね、これに該当する職員というのは何人いるのか。

それで、その該当する職員がマックスでマイナス2,000円ということで、それでそのほか超勤手当が半額という内容で、2万円から1万円に削減になるということですね。それを含めると、この一番上の人たちの年収として、どのくらい減収になるんですか。その辺についてお願いします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 議員さんの質問でございますが、6級の職員ということで限定されましたので、ここの対象職員は6人でございます。

そういうことで、一番高い職員で今回の0.23%の人事院勧告に従いますと、大体年額で6,500円くらい減額になるというふうな状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 本町の給料表は、宮城県、仙台からいってもそんなに上位の方に位置しているとは思っておりません。そうした場合、やっぱり職員の働く意欲、意識を高める、将来のことを考えていった場合、国で定めている給料表の号俸をそのままストレートに採用するのか。また、隣接市町村の中にも各自独自の給料表を設定して、段階的な給料表をつくっている市町村もあるやに聞きます。そういう部分も参考にして、常に毎年毎年このような給料状態になっていくと、今から仕事する若い方々が意欲がなくなってくるんじゃないかというようなことも考えると、本町独自の給料表等も作成して宮城県亘理町として将来のことを考えてやっていく考えは、町長さんはないですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 給料表の格付けというか、給料月額の基準表でございますけれども、ただいま議員さんの方からある市町村では給料表の段階をつけた給料表ということでございますけれども、これについては直しているようでございます。ということは、やはり全国市町村がやはり国から示された給料表、ただし市については7級制、市町村については6級制ということで、県の市町村からの指導もございまして。そういう中で、やはりこの給料表そのものを要するに職員のための月

額給与を上げることによって、いろいろな国からの補助の問題、あるいは交付税の交付の問題、あるいは税の問題、それらにもいろいろと影響すると思っております。そういうことから、やはり国から示された給料表に基づきまして、現在の職員の給料支給額ということで考えてまいりたいと思います。

これについてはやはり1町村だけでなく、先ほど課長の申したとおり互理名取衛生処理組合、さらには互理行政事務組合、それとの関連もございまして、ご理解賜りたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） そのほかに質問ありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 二、三点お伺いします。

まず、今回の改訂で月額総額幾らにダウンするかということが一つ。二つ目はラスパイレス指数、どのくらいになるかということ、これが2点目。3点目、県の町村の中で順位は何位か、上下があったか。以上、お伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 第1問目の、今回の給与引き下げによりましての総額でございますが、基本的には減額総額が49万4,500円でございます。

2点目にラスパイレス指数でございますが、現在90.5%でございます。基準日は22年度のラスパイレスですけれども、前の年よりも1ポイント下がっているという状況でございます。

3点目が、県内の町村での順位でございますが、22町村のうち本町は15番目ということで、下から7番目でございます。以上でございます。

12番（高野 進君） 上下は。前と同じですか、順位。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 上下は同じでございます。以上です。

議長（安細隆之君） そのほかにございせんか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 今回の人事院勧告は、3年連続のマイナス改訂なんですね。先ほど説明がありましたけれども、平均年収で0.2%の引き下げ率になっています。そうしますと年収で幾ら減るのか、それがまず第1点目。

第2点目、月給にしますと50代が最大で0.5%、月給にしますと40代が最大で0.4%の減なんですね。それで、ベテラン職員の減額幅が大きいんですね。40代、50代というのは、子育て世代なんですよ。それで、互理町の50歳代で年間平均し

ますとどのくらいの減額になるのか。40歳代で、同じく年間どのくらい減額になるのか、この数字を示してください。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 第1点目でございますが、今回の給与改訂によりまして年間の減収額になりますけれども、先ほど答弁したとおり約6,500円くらいになるというふうに、当局では見ております。

あと2点目でございますが、40代、50代が何人いるかというふうな……。

16番（鞠子幸則君） 何人でなくて、平均してどのくらい減額されるのかと。

総務課長（佐藤仁志君） 年齢層に対しては、私の方では統計はとっていないくて、この等級制、今回は2級、3級、4級、5級、6級の等級ごとに一応年額の減額額を抑えている関係でありますので、ちょっとその年齢層については回答ができません。ただ、一番多いのが4級の職員が年額で7万5,000円くらいの減収になるという全体で……。

大変失礼しました。訂正させていただきます。大体4級の方で、年額2万3,000円くらいです。以上でございます。4級の職員です。一番多い層が4級職員でございますので。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ございませんか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） いずれにしても、ベテラン職員が減額幅が大きいことは間違いないですね。金額は別にして。それで、2点目は一時金ですけれども、今回人事院が調査した民間と現行の公務員の一時金は、どういうふうになっていますか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今の質問ですけれども、一時金というのはどういうふうなものか、ちょっと……。

16番（鞠子幸則君） 期末勤勉手当ね、民間と比べて。民間の方は人事院調査で幾らで、公務員が幾らだったのかと。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） まず、ボーナスの格差でございますが、今回ボーナスに関しましては期末勤勉手当で現行3.95カ月でございますが、今回この格差につきましては0.004カ月から0.007カ月分ということでございまして、その分が民間との差であるということで発表されていますので、そういうふうな状況の中ではやはり震災

後の厳しい状況からすれば、東北三県についてはやはり見送るべきではないかというふうな状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞆子議員。

16番（鞆子幸則君） 先ほど一時金が、民間から見ると一時金は公務員の方が低いんですよ、0.04カ月ね。民間程度というのであれば、一時金も上げなくちゃいけないんですよ。ところが、宮城県と岩手県と福島県が調査できなかったという理由で、一時金を据え置くというのは、これは人事院の方針からは適当でないというふうに思っています。

最後、もう1点だけね。先ほど給与構造改革における経過措置として、いわゆる現給保障を廃止したんです、25年から廃止する。これは、どういう理由で廃止するんですか。一体どういうふうに動いているんですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 人事院では、50歳代の官民の格差が生じている背景には、官民の昇進管理等の違いがあるものの、定年延長も見据え来年度以降高齢層における官民の給与差を縮小する方向で昇格、昇給制度の見直しを検討するという事で、二つ見直しの内容について検討しているようでございますが、民間における産業構造、組織形態の変化等への対応として、民間給与実態調査の対象産業の拡大等を検討すると。2点目については、専門スタッフ職俸給表の級の新設について、国における職の整備の取り組みを待って対応していくというような内容でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はございませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 今回の災害復旧・復興に尽力をされている職員の皆さんに、まず敬意をあらわします。その中におきまして、今回国家公務員の給与改訂にならい給与の引き下げを行うということでございますが、亘理町におきましては人事院会が置かれていません。そういう中において、人事院会が置かれていない団体においては国の取り扱い、さらには都道府県の勧告を受けて給与の方針が決定されるというふうなことがあります。

そこで、亘理町の場合はどのような給与方針の決定をされたのか、そこについてお伺いします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 亘理町の場合は、議員さんおっしゃるとおり組合の組織がございません。そういうことから、引き下げに対して組合との協議をした上で引き下げとかという事項ができない状況でございます、これはやっぱり近隣市町村の状況と連絡調整をさせていただきながら対応して行って、できるだけ地域格差がないような形で対応せざるを得ないんじゃないかということで、町の条例審議会等で審議をしていただきまして、提案させていただいて引き下げ方針を決めさせていただいたという内容でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

まず、原案反対の方の発言を許します。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 率直に、町職員は東日本大震災の復旧・復興に邁進しています。今必要なことは、町職員の労働条件の維持、向上であります。公務員の賃下げは、公務・民間賃下げのサイクルに拍車をかける悪循環を進めるものであり、内需拡大による経済活性化を望む国民の願いを踏みにじる人事院勧告であります。しかも、地域経済に大きな打撃を与えます。

こういふことから、今回の条例改正には反対です。以上です。

議長（安細隆之君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 賛成の立場で討論させていただきます。

町の職員の給与は、国県の職員と比べても低い状況にあります。また、3月11日の東日本大震災の直後から、自分のことは顧みずに昼夜を分かたないで仕事に全力で取り組んでくださいました。しかし、人事院勧告に伴う引き下げによるものでありますので、やむを得ず賛成をさせていただきます。

議長（安細隆之君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案58号 亘理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。



〔起立多数〕

議長（安細隆之君） 賛成多数であります。よって、議案第58号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審査は全部終了いたしました。

これをもって、平成23年12月第2回亶理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時12分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亶 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 熊 田 芳 子

署 名 議 員 小 野 一 雄